

参考資料12

1. 「一定の取組」について

以下2つの観点から「一定の取組」を定めることとする。

① 給付費適正化**主要5事業**

給付費適正化**主要5事業**を「3事業以上実施していない保険者」を対象とする。

② 一人当たり給付費の外れ

一人当たり給付費の外れ値(平均値+2×標準偏差)に該当した保険者については、第89期の初年度に対象保険者を特定し、第89期中に「一定の取組」を求め、達成されなかった場合は第89期末年度に減額。

原発被災地、小規模保険者(被保険者数3,000人未満)の保険者は対象外とする。

「一定の取組」は、**主要5事業のうち「ケアプラン」と「医療情報」を含む3事業以上帳票実施率が前年度比増加実施**していない保険者に対し、実施することを求める。

※対象被保険者がいないため実施していない場合は実施しているものと見なす。

2. 調整交付金の減額

上記1に該当した際の減額幅は、今般の見直し(激変緩和措置が終了)により増加した額の5%とする。

高齢化係数改正により交付額が増加しない保険者は減額せず、「一定の取組」のみ求める。

3. 支援

厚生労働省等は以下の支援を実施(「医療情報との突合・縦覧点検」と「給付費通知」は、国保連に委託することで実施可能)。

①「ケアプラン点検」「医療情報との突合・縦覧点検」について、効果がある帳票に重点化することとし、当該帳票を国保連から提供する。円滑に国保連に委託ができるよう、厚生労働省から都道府県、国保中央会、国保連に働きかける。

②都道府県単位で協議の場を設け、国保連等への委託など、実施に当たっての支援を検討しフォローする。その他の事業についても、実施方法等について各保険者の求めに応じて、厚生労働省、都道府県から手厚くサポート。

	第8期計画			第9期計画		
	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)
主要5事業を3事業以上実施していない保険者	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2021年度評価指標(2020年度実績)	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2022年度評価指標(2021年度実績)	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2023年度評価指標(2022年度実績)	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2024年度評価指標(2023年度実績)	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2025年度評価指標(2024年度実績)	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2026年度評価指標(2025年度実績)
一人当たり給付費の外れ値	○外れ値の対象保険者を特定 ※2021年3月～2022年2月データ:2022年7月から使用可能		「ケアプラン」と「医療情報」を含む3事業以上実施していない保険者がいた場合は減額 ※対象保険者に個別に2023年12月時点実績を確認	外れ値の対象保険者を特定 ※2024年3月～2025年2月データ:2025年7月から使用可能		帳票実施率が前年度比で増加していない保険者がいた場合は減額
	第8期中に「一定の取組」を求める			第9期中に「一定の取組」を求める		

※9期計画期間において、帳票実施率を集計する

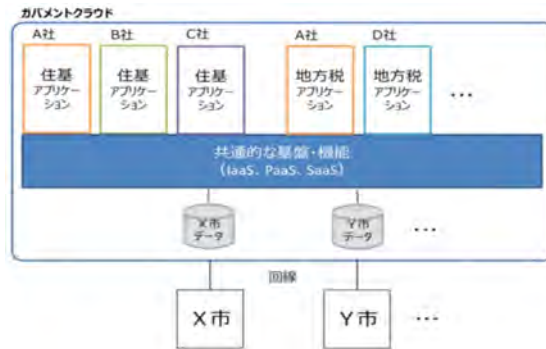
第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。



地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革(BPR)の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準(以下「標準化基準」という。)への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。

具体的には、地方公共団体又は民間事業者が基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを利用することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなるとともに、地方公共団体は、独自施策等を講じるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)
 (地方公共団体における情報システムの標準化関係部分②)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(2) 地方の情報システムの刷新

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

具体的には、基本方針の案や標準仕様書等の概要や案を令和4年(2022年)4月以降順次提示し、地方公共団体や事業者等に意見を求めながら、関係者間の統一・標準化に関する認識を合わせ、適切な費用での円滑な移行へ向けた実務上の課題を整理した上で、標準準拠システムへの移行に関し、事業者等に対する調査を行い、地方公共団体の意見を丁寧に聴きながら、**令和4年(2022年)夏を目途に標準準拠システムへの移行の在り方について定めることとする。**

統一・標準化の効果を踏まえ、**地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度(2026年度)までに、平成30年度(2018年度)比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。**また、国の削減目標は令和7年度(2025年度)までに令和2年度(2020年度)比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

地方公共団体の基幹業務システム等は、ガバメントクラウドを活用することにより、例えば環境の自動設定機能を利用してインフラの構築期間の短縮や運用の効率化を行うことや、各種マネージドサービスを利用してアプリケーションのメンテナンス費用を抑えることや、機能の迅速な拡張や改変が可能となる。

地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定める。

また、地方公共団体の基幹業務システムを取り扱う事業者が、ガバメントクラウドを活用して、よりクラウドネイティブなアプリケーションの構築や運用を行い、安価で高い性能を出すためには技術習得が必要な場合があることから、デジタル庁は、学ぶ意欲のある国内事業者に対しガバメントクラウドの環境の適切かつ効果的な利用のためのトレーニングや一定期間試験環境として利用できるような等、国内事業者に対し技術習得の支援を行うとともに、事業者の協調領域として標準準拠アプリの共通部品の共同利用や共有すべき知見の在り方について令和4年度(2022年度)中に検討する。